

政令指定都市を有する15道府県の回答一覧

(特別区の設置に係る各政党の制度改正案に関する調査結果)

設問	問1 特別区を設置する制度の法制化の必要性	問2 必要ありの理由	問3 必要なし理由	問4 対象を大阪等に限定すべきか	問5 対象地域の要件	問6 法定化すべき手続	問7 協議で自主決定できる制度の法定化	問8 何を法定化?	問9 財政調整方法	問10 各党の案に対する意見
回答対象団体	全団体が回答	問1で「必要あり」とした団体が回答	問1で「必要なし」とした団体が回答	全団体が回答	問4で「一般制度とすべき」とした団体が回答	全団体が回答(複数回答可)	全団体が回答	問7で「法定化すべき」とした団体が回答(複数回答可)	問8で「事務配分」とした団体が回答	希望する団体が回答
選択肢	①必要あり、②必要なし、③その他	①二重行政、②自主決定、③住民自治、④その他	①運用、②問題不発生、③大都市なし、④その他	①限定すべき、②一般制度とすべき	①指定市&人口、②指定市、③要件なし、④その他	協議会設置の道府県及び関係市町村の議会の議決 移行計画作成の国との事前協議 移行計画に対する道府県及び関係市町村の議会の議決 関係市町村の住民投票 その他 未回答 その他の意見	①法定化すべき、②すべきでない	事務配分 財政調整制度(税源配分を除く) 税源配分 理由	①現行都区財政調整制度と同様、②その他	自由記述
団体名	その他の理由	その他の理由	その他の理由	理由	その他の意見		理由		その他の場合	
A団体	必要あり	-	-	一般制度とすべき	指定市	○	○	○	○	①～③は連動するため。 調整の方法についても、都と特別区で決定する。
B団体	必要あり	-	-	一般制度とすべき	要件なし	○	○	○	○	・人口何万人以上で都区制度を導入できる等手続的な内容がウロズアツクされており、地方分権・地域主権改革を実現していく方策(大都市制度の見直し)は、地方の自己決定力を高める観点から重要であることから、法律の実施規定を包括的に条例へ委任する一般原則・基準を定めるなど)が足りないのではないか。 また、都区制度の導入に関して、全国一律に人口要件のみで設定するのではなく、各地域の実情に合わせて、自らふさわしい地域の形を自主的に決定できるようにすべき。
C団体	必要あり	-	-	一般制度とすべき	指定市 & 人口	○	○	○	○	現行の東京都都区財政調整制度も含め、地域がその実情に応じて自主的に決められる制度とすべき。
D団体	必要あり	地方公共団体に適用される行政制度については、一定の地域のみを対象とするような制度ではなく、一般的な制度とすべき。 また、知事会においては、地方制度調査会等での検討状況を踏まえ、改正内容について議論を進めていくことが必要。	二重行政的なものを制度的に解決するとともに、地域の実情に応じて、地域が自主的に行政体制を選択できる制度にすべきであるため。	一般制度とすべき	指定市 & 人口	○	○	○	○	「人口70万人以上」では、現在の政令指定都市制度の単なる焼き直しに過ぎないのではないか。住民の意思が反映される仕組みを導入することを前提に、一般的な制度として法定化すべき。 当該地域で完結する制度とするべきであり、財政調整制度については他の地域に影響が及ばないように制度設計をすべき。
E団体	必要あり	-	-	一般制度とすべき	指定市 & 人口	-	○	○	○	各政党間協議が円滑に進み、速やかな法案の成立を望む。
F団体	必要あり	-	-	一般制度とすべき	指定市 & 人口	○	○	○	○	(1)大都市制度の課題解決に期待。現行の政令指定都市制度は、①政令指定都市は規模が大きすぎ、住民自治の観点から基礎自治体とは言えないこと、②区長が公選でないため、災害対応時における体制に課題があること、③法令で明確に役割分担が定められていない産業振興分野などは、制度的に二重行政の弊害が発生する可能性があるなどの課題がある。 このため、区を基礎自治体に改編し、地方自治法にも規定されている「都制」を導入することが一つの方向性として望ましく、各政党の都構想に関する制度改正の検討の取組を大いに期待している。
G団体	必要あり	-	-	一般制度とすべき	指定市 & 人口	○	○	○	○	現行都区財政調整制度と同様

設問	問1 特別区を設置する制度の法制化の必要性	問2 必要ありの理由	問3 必要なし理由	問4 対象を大阪等に限定すべきか	問5 対象地域の要件	問6 法定化すべき手続	問7 協議で自主決定できる制度の法定化	問8 何を法定化？	問9 財政調整方法	問10 各党の案に対する意見		
回答対象団体	全団体が回答	問1で「必要あり」とした団体が回答	問1で「必要なし」とした団体が回答	全団体が回答	問4で「一般制度とすべき」とした団体が回答	全団体が回答(複数回答可)	全団体が回答	問7で「法定化すべき」とした団体が回答(複数回答可)	問8で「事務配分」とした団体が回答	希望する団体が回答		
選択肢	①必要あり、②必要なし、③その他	①二重行政、②自主決定、③住民自治、④その他	①運用、②問題不発生、③大都市なし、④その他	①限定すべき、②一般制度とすべき	①指定市&人口、②指定市、③要件なし、④その他	協議会設置の道府県及び関係市町村の議会の議決 移行計画作成の国との事前協議 移行計画に対する道府県及び関係市町村の議会の議決 関係市町村の住民投票 その他 未回答 その他の意見	①法定化すべき、②すべきでない 理由	事務配分 財政調整制度(税源配分を除く) 税源配分 理由	①現行都区財政調整制度と同様、②その他	自由記述		
団体名	その他の理由	その他の理由	その他の理由	理由	その他の意見				その他の場合			
H団体	必要なし	-	運用で解決	一般制度とすべき 地域の実情に応じて地方自治体を選択できる制度とすべきである。	指定市&人口	○	法定化すべきではない 現行の大都市特別制度は、一定の都市の規模・体制に応じた「事務配分」が行われており、基本的には整合性の取れた制度であると考えられる。また、条例による事務処理特別制度の活用により、意欲のある市町村には更なる権限の移譲が可能であり、それぞれの状況に応じた基礎自治体の充実が図られているため。	-	-	-		
I団体	必要なし	-	その他 地域主権の確立は都道府県制の維持強化ではなく、都道府県を超えた広域の道州制を導入した上で、基礎自治体自立する方向で進めていくべきと考えるため。	限定すべき 地域主権の確立は都道府県制の維持強化ではなく、都道府県を超えた広域の道州制を導入した上で、基礎自治体自立する方向で進めていくべきと考えるため。	-	○	法定化すべき 地域の実情にあった権限配分等を行うためには、極力国の関与を減らし、当事者同士の協議により進めることが望ましいため。ただし、住民にとって事務と税源配分を明確にすることが重要であり、チェック機能が働くよう、分かりやすいシステムを構築することが不可欠である。	○	○	○	その他 地域の実情にあった権限配分等を行うためには、極力国の関与を減らし、当事者同士の協議により進めることが望ましいため。ただし、住民にとって事務と税源配分を明確にすることが重要であり、チェック機能が働くよう、分かりやすいシステムを構築することが不可欠である。	-
J団体	その他	-	-	未回答	1-2に同じ	-	未回答	1-2に同じ	-	-	1-2に同じ	-
K団体	その他	-	-	一般制度とすべき	各自自治体が、その地域に適合した制度を選択できるようにすることは地方分権時代にふさわしく、好ましい姿だと思ふことから。	要件なし	法定化すべき 地方における権限配分を地方自治体間の協議により自主的に決定できるように担保することは、地方分権の観点からは望ましいと考えることから。	○	○	○	その他 それぞれの都において適切に財源を調整する制度を採用して調整すべき。	特になし
L団体	その他	-	-	限定すべき	地域の問題は、地域の実情により地域が判断すべきと考えるが、大都市制度については、特別区を設けるにふさわしい大都市に限るべきと考える。	-	未回答	-	-	-	-	-
M団体	その他	-	-	未回答	-	-	未回答	-	-	-	1で回答したとおり、現段階で法律制定の是非を判断することはできないことから、他の設問には回答できないが、一般論として、法律を制定する場合には、地方の自由度を尊重すべきである。 また、市町村合併の進展等を踏まえれば、国と地方、広域自治体と基礎自治体の役割分担を大胆に見直しつつ、現在の都道府県を廃止し、道州制に移行すべきと考えているが、少なくとも、大都市制度の検討に際しては、都道府県制度の見直しの議論とセットでなければ、新たな行政システムの全体像を提起することはできないと考える。	-

設問	問1 特別区を設置する制度の法制化の必要性	問2 必要ありの理由	問3 必要なし理由	問4 対象を大阪等に限定すべきか	問5 対象地域の要件	問6 法定化すべき手続							問7 協議で自主決定できる制度の法定化	問8 何を法定化？				問9 財政調整方法		問10 各党の案に対する意見
回答対象団体	全団体が回答	問1で「必要あり」とした団体が回答	問1で「必要なし」とした団体が回答	全団体が回答	問4で「一般制度とすべき」とした団体が回答	全団体が回答(複数回答可)							全団体が回答	問7で「法定化すべき」とした団体が回答(複数回答可)				問8で「事務配分」とした団体が回答	希望する団体が回答	
選択肢	①必要あり、②必要なし、③その他	①二重行政、②自主決定、③住民自治、④その他	①運用、②問題不発生、③大都市なし、④その他	①限定すべき、②一般制度とすべき	①指定市&人口、②指定市、③要件なし、④その他	協議会設置の道府県及び関係市町村の議会の議決	移行計画作成の国との事前協議	移行計画に対する道府県及び関係市町村の議会の議決	関係市町村の住民投票	その他	未回答	その他の意見	①法定化すべき、②すべきでない	理由	事務配分	財政調整制度(税源配分を除く)	税源配分	理由	①現行都区財政調整制度と同様、②その他	自由記述
団体名	その他理由	その他理由	その他理由	理由	その他の意見														その他の場合	
N団体	その他 ○地方公共団体の人口や経済規模はそれぞれに異なっており、各地域の実情や規模等に 応じた取組が行われ るべきである。 ○本県においては、特別区制度の導入は想定していないが、特別区制度を必要と考えられている地方公共団体が選 択できる制度は必要と考える。 ○また、特別区の制度設計については、都道府県のあり方も含めて、しっかりと議論が行われる必要がある。	-	-	一般制度とすべき 地方公共団体が特別区を設置する目的や狙いに応じて、各地域が柔軟に選択できる制度とすべきと考える。	要件なし	○	-	○	○	-	-		法定化すべき 地域の実情に応じた権限配分等ができるよう、協議により自主的に決定できる仕組みは必要と考える。		○	○	○	地域の実情に応じた事務配分や税財政の調整ができるよう、協議により自主的に決定できる仕組みは必要と考える。	その他	○今後の道州制等、新たな広域自治体のあり方にも大きくかわっており、大都市制度だけでなく、都道府県のあり方と併せて検討する必要がある。 ○今回の制度改正が、今後、広域自治体のあり方を検討するに当たり、阻害する要因とならないよう、制度設計を行う必要がある。
O団体	その他 ・大都市問題については、県や政令指定都市のあり方について、制度的に抜本的な解決を模索するよりも、むしろ知事と市長、県庁と市役所が密接な連携をすることで、相当程度の解決が図られるものと考ええる。 ・また、現在各政党で検討されている東京都以外に特別区を設置する制度については、都道府県のあり方にも関わる問題で、国の統治の仕組みの根幹をなす地方自治制度そのものの大きな変革につながるものであり、国の第3次地方制度調査会等で引き続き専門的な検討を行う必要があると考える。	-	-	未回答 制度創設の目的等を整理した上で、対象地域も検討する必要があると考える。	-	○	-	○	-	-	-		未回答 都と特別区の権限配分等は、地方交付税など国の財源調整制度等にも大きく影響するため、国の第3次地方制度調査会等での専門的な議論が必要であると考ええる。		-	-	-	-	-	-
合計	必要あり7 必要なし2 その他6	二重行政1 自主決定3 住民自治1 その他5	運用1 その他1	限定2 一般10 未回答3	指定市&人口5 指定市1 要件なし3 その他1	10	0	11	7	3	2		法定化すべき10 すべきでない1 未回答4		10	10	9		都区財調2 その他8	